

大阪府後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

〔平成 19 年 7 月 26 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期等)

第 2 条 任命権者は、毎年 9 月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第 3 条 公平委員会は、毎年 9 月末までに、広域連合長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第 4 条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表)

第 5 条 広域連合長は、第 2 条第 1 項及び第 3 条の規定による報告を受けたときは、毎年 11 月末までに、第 2 条第 1 項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第 3 条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、大阪府後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の例による。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。